

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	バンドー化学株式会社
【英訳名】	Bando Chemical Industries,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 取締役社長 谷 和義
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市兵庫区明和通3丁目2番15号
【縦覧に供する場所】	バンドー化学株式会社 東京支店 (東京都港区芝4丁目1番23号(三田NNビル内)) バンドー化学株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅3丁目25番3号(大橋ビルディング内)) バンドー化学株式会社 大阪支店 (大阪市淀川区西中島6丁目1番1号(新大阪プライムタワー内)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役 取締役社長 谷 和義は、当社の財務報告に係る内部統制を整備するとともに、運用する責任を有しております。

財務報告に係る内部統制は、金融庁組織令(平成10年政令第392号)第24条に規定する企業会計審議会(以下、企業会計審議会といいます。)により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」および「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示されている「内部統制の基本的枠組み」に基づき、整備され、また運用されています。

なお、財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、平成21年3月31日を基準日とし、企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」および「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示されている「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に準拠して行いました。

内部統制の有効性を評価するにあたっては、まず、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制について評価を行い、その評価結果を踏まえて、業務プロセスの評価の範囲を合理的に決定しました。

重要な事業拠点の選定に際しては、連結売上高を用いて金額の高い拠点から合算し、全体の概ね3分の2程度に達するまでの拠点を重要な事業拠点として選定しました。重要な事業拠点においては、事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」「売掛金」および「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備と運用状況を評価いたしました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役 取締役社長 谷 和義は、平成21年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。